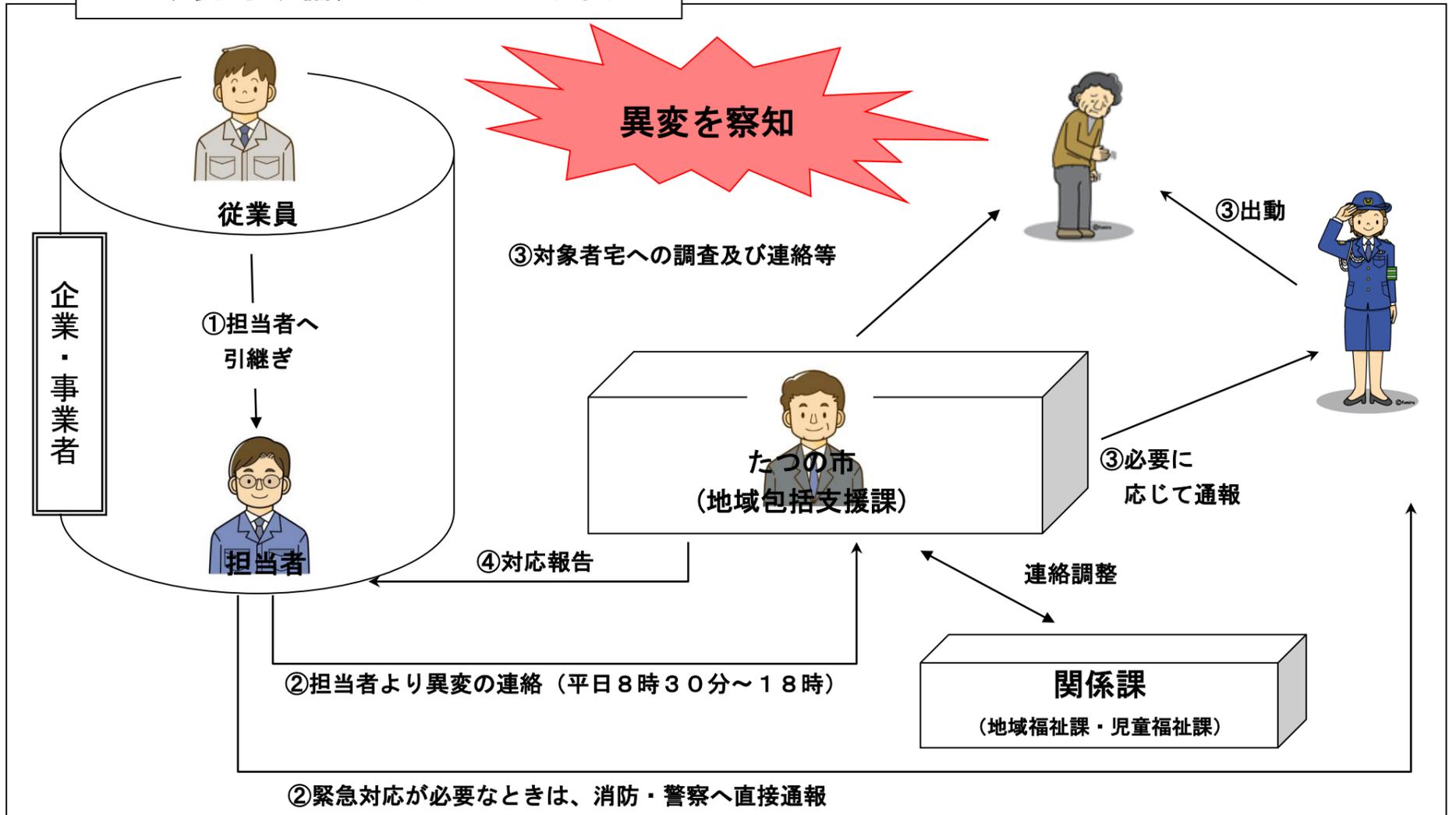


たつの市地域見守り活動に関する協定書の概要

社会的に孤立し、亡くなってから時間が経過して発見される孤立死等を未然に防ぐため、たつの市と企業・事業者が積極的に連携し、支援を必要とする人やそのニーズを早期発見し早期対処することを目的に事業を展開しております。

日常業務のなかで、以下のような異変を発見した企業や事業者は、地域包括支援課へ御連絡下さい。担当者より異変の連絡を受け、それに基づき対象者の状況の確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し、必要な支援を行っていく活動です。(異変の連絡をいただいた企業や事業者へは、状況や対応について個人情報保護に配慮しつつ報告を行います。)

<地域見守り協定ネットワーク図>



異変のサイン (例)

- ①郵便物・新聞等の配達物が取り入れられていない状態が続いている。
- ②同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。
- ③日中でも電灯が点いたままもしくは、夜でも室内の電灯が点いていない状態が続いている。
- ④庭の手入れやゴミの処理がされていない状態が続いている。
- ⑤多額の料金滞納があるなど、明らかに生活に困窮している状態である。
- ⑥異臭・異音がする状態である。
- ⑦極端に痩せている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガ・アザがみられる。
- ⑧季節にあった服装をしていない。(夏でも厚着、冬でも薄着など)
- ⑨同じ話を繰り返す、話を聞こうとしない、一方的に話す。

<連絡先>

たつの市 健康部 地域包括支援課 総合相談支援係

TEL : 0791-64-3270 平日(8時30分~18時まで)

FAX : 0791-63-0863 (FAXの場合は送信前に必ず電話でご連絡下さい。)